

令和8年度県立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者選抜制度について

神奈川県教育委員会教育局
支援部特別支援教育課

1 基本的な考え方

- (1) 多様な学びの場のしくみを推進していきます。
- (2) 特別支援学校高等部(知的障害教育部門)への入学を希望する者で、志願資格に該当する者は全員受け入れます。
- (3) ただし、志願が一部の学校に集中しないよう、在籍している学校と相談しながら、志願先の決定を支援していきます。

2 入学者選抜について

(1) 一次募集(前期選抜)

選抜実施校	県立特別支援学校のうち、高等部(知的障害教育部門)で実施します。
募集人数	○ 令和7年11月中に公表します。 ○ 在籍する中学校又は特別支援学校から情報提供があります。 ○ 県教育委員会のホームページで公表します。
志願資格	次のすべての項目に該当する者です。 ア 本人及び保護者(親権者又は後見人をいう。以下同じ。)が県内に居住する者です。 イ 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和8年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者です。 ウ 知的発達の遅滞の程度が(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 (ア) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者です。(他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。) (イ) 知的発達の遅滞の程度が(ア)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者です。(他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。) エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域、指定する施設又は調整地域に居住している者(各特別支援学校の指定地域、指定する施設及び調整地域は別表のとおりとする。)です。 オ 特別支援学校で実施する一次募集(前期選抜)に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者です。 カ 横浜市立日野中央高等特別支援学校、横浜市立二つ橋高等特別支援学校、横浜市立若葉台特別支援学校、又は川崎市立中央支援学校分教室の令和8年度入学者選抜の志願をしない者です。
志願相談	○ 各特別支援学校で、「特別支援学校への志願資格を確認するための相談(志願相談)」を実施します。 ○ 志願を予定している学校で志願相談を受けてください。 ○ 在籍校をとおして申し込んでください。

志願方法	○ 志願できる学校は1校です。 ○ 志願先の学校に入学願書を提出します。(入学願書は指定した期間内に各特別支援学校で配付します。在籍校から案内があります。写真の貼付が必要です。) ○ 志願調整期間中には、募集人数より志願者が少ない学校に志願変更ができます。
選抜日程	○ 志願相談受付期間：令和7年9月2日(火)～10月10日(金) ○ 志願相談期間：令和7年9月5日(金)～10月17日(金) ○ 願書配付期間：令和7年11月5日(水)～11月7日(金) ○ 募集期間：令和7年11月17日(月)～11月19日(水) ○ 志願調整期間：令和7年11月20日(木)・11月21日(金) ○ 選抜日：令和7年12月4日(木) ○ 選抜予備日：令和7年12月5日(金)～12月12日(金) のうち、各学校が指定する日 ○ 合格発表日：令和7年12月11日(木)～12月15日(月) (合格通知発送日)
選抜内容及び 選抜方法	○ 選抜日に、(1)学力検査、(2)体力・運動能力の検査、(3)面接(本人及び保護者)、(4)その他校長が指定する内容を実施します。 ○ 万一、志願者数が募集人数を上回った場合には、選抜日に抽選を実施します。(入学先が決まらなかった者は、一次募集(後期選抜)を志願してください。)
抽選を実施する場合の特例規定	○ 基本的な考え方に基づき、より支援が必要な者ができるだけ指定地域の近くの学校で学ぶことを目的とするため特例規定を定めています。 ○ 次に該当する受検者は、特例扱いとし、原則として抽選の対象とはなりません。 【特例規定】 別表の「指定地域」に居住する者若しくは「指定する施設」に入所している者又は入所が決まっている者のうち、療育手帳A1、A2及びB1の取得者。ただし、療育手帳B1の取得者は、療育手帳A1、A2及びB1の取得者の総数が募集人数に満たない場合に限り、特例規定に該当することとします。 ○ 県立特別支援学校分教室の受検者には、特例規定は該当しません。 ○ ただし、小田原支援学校湯河原校舎については、本校と同じ扱いとします。

(2) 一次募集(後期選抜)

選抜実施校	○ 一次募集(前期選抜)終了後に公表します。
募集人数	○ 一次募集(前期選抜)終了後に公表します。 ○ 在籍する中学校又は特別支援学校から情報提供があります。 ○ 県教育委員会のホームページで公表します。
志願資格	次の項目に該当する者です。 ○ 一次募集(前期選抜)の志願資格のアからウの全てに該当する者です。 ○ 県立の特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の令和8年度一次募集(前期選抜)を志願した者又は県内の市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の令和8年度入学者選抜を志願した者のうち、合格になっていない者です。(志願したものの自ら受検しなかった者、合格を辞退した者を除きます。) ○ 特別支援学校で実施する一次募集(後期選抜)に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者です。

志願相談	○ 各特別支援学校で、「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を実施します。 ○ 志願を予定している学校で志願相談を受けてください。
志願方法	○ 志願できる学校は1校です。 ○ 志願先の学校に入学願書を提出します。（入学願書は、志願相談終了後に、その場で配付します。写真の貼付が必要です。） ○ 志願調整期間中には、募集人数より志願者が少ない学校に志願変更ができません。
選抜日程	○ 志願相談受付期間：令和7年12月18日（木）・12月19日（金） ○ 志願相談期間：令和7年12月19日（金）～令和8年1月7日（水） ○ 募集期間：令和8年1月8日（木）・1月9日（金） ○ 志願調整期間：令和8年1月13日（火）・14日（水） ○ 選抜日：令和8年1月15日（木） ○ 選抜予備日：令和8年1月16日（金）～1月23日（金） のうち、各学校が指定する日 ○ 合格発表日：令和8年1月22日（木）～1月26日（月） （合格通知発送日）
選抜内容及び 選抜方法	○ 選抜日に、(1)学力検査、(2)体力・運動能力の検査、(3)面接（本人及び保護者）、(4)その他校長が指定する内容を実施します。 ○ 万一、志願者数が募集人数を上回った場合には、選抜日に抽選を実施します。
抽選を実施する場合の特例規定	○ 特例規定はありません。

（3）二次募集

選抜実施校	○ 一次募集（後期選抜）終了後に公表します。
募集人数	○ 一次募集（後期選抜）終了後に公表します。 ○ 在籍する中学校又は特別支援学校から情報提供があります。 ○ 県教育委員会のホームページで公表します。
志願資格	次の項目に該当する者です。 ○ 一次募集（前期選抜）の志願資格のアからウの全てに該当する者です。 ○ 国公立の特別支援学校及び高等学校（高等専門学校を含む）の合格になっていない者です。（合格を辞退した者を除きます。） ○ 特別支援学校で実施する二次募集に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者です。
志願相談	○ 各特別支援学校で、「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を実施します。（なお、志願相談では一次募集（前期選抜）の志願資格のアからウについて確認をします。二次募集のその他の志願資格については募集期間に入学願書で確認します。） ○ 志願する者は指定する学校で志願相談を受けてください。
志願方法	○ 志願できる学校は1校です。 ○ 志願先の学校に入学願書を提出します。（入学願書は、志願相談終了後に、その場で配付します。写真の貼付が必要です。）

選抜日程	○ 志願相談受付期間：令和7年12月18日（木）・12月19日（金） ○ 志願相談期間：令和7年12月19日（金）～令和8年1月7日（水） ○ 募集期間：令和8年3月2日（月）・3月3日（火） ○ 志願調整期間：令和8年3月4日（水） ○ 選抜日：令和8年3月5日（木） ○ 選抜予備日：令和8年3月6日（金）～3月13日（金）のうち、各学校が指定する日 ○ 合格発表日：令和8年3月12日（木）～3月16日（月）（合格通知発送日）
選抜内容及び選抜方法	○ 別途指定する内容を、選抜日に実施します。 ○ 万一、志願者数が募集人数を上回った場合には、選抜日に抽選を実施します。
抽選を実施する場合の特例規定	○ 特例規定はありません。

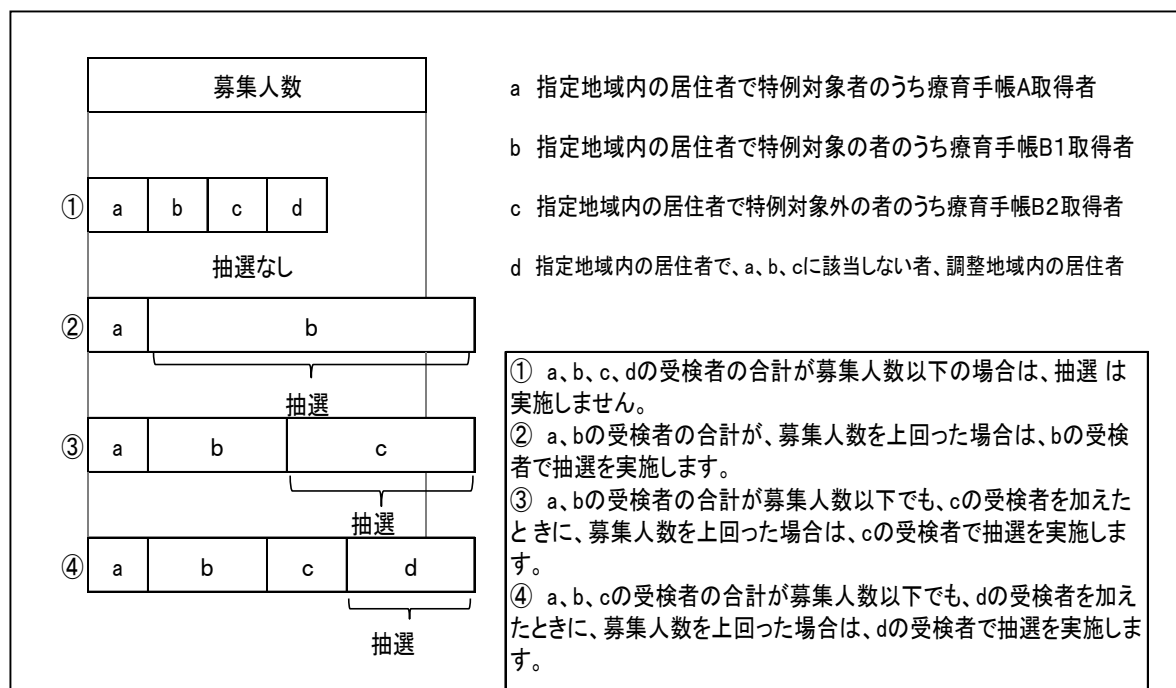
3 志願者数が募集人数を上回った場合の対応について

抽選の基本的な考え方

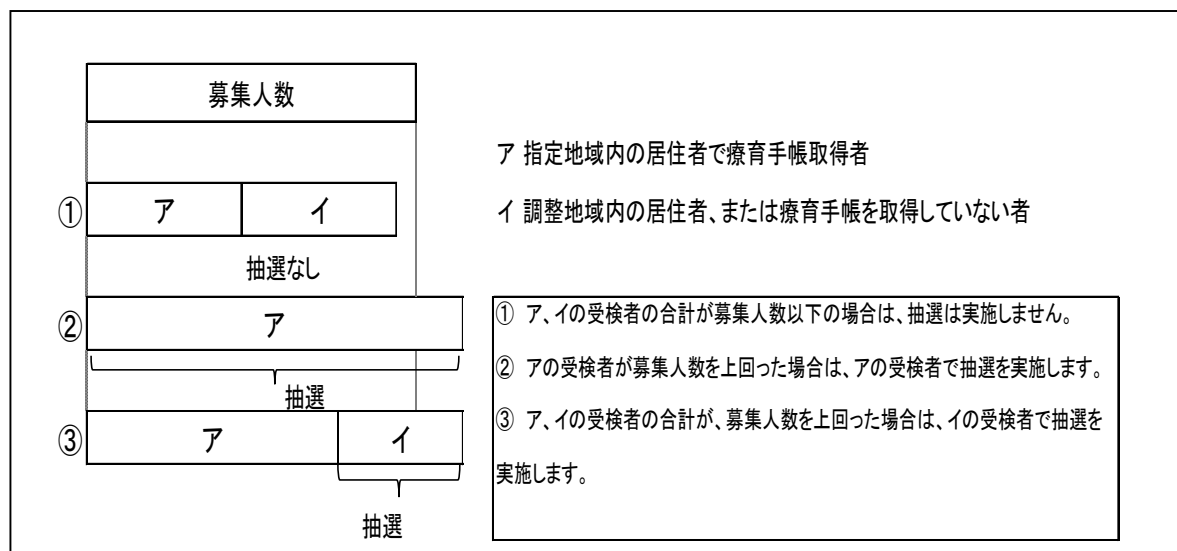
- （１）県立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者選抜制度では、入学を希望する者で志願資格に該当する者は全員受け入れます。ただし、志願が一部に集中しないよう、在籍している学校と相談しながら、志願先の決定を支援していきます。この基本的な考え方から、各特別支援学校で募集人数を定めています。
- （２）志願者数が募集人数を上回った場合に抽選を実施します。入学先が決まらなかった者は志願先を変更することになります。

（１）一次募集（前期選抜）

【県立特別支援学校本校及び県立小田原支援学校湯河原校舎の場合】

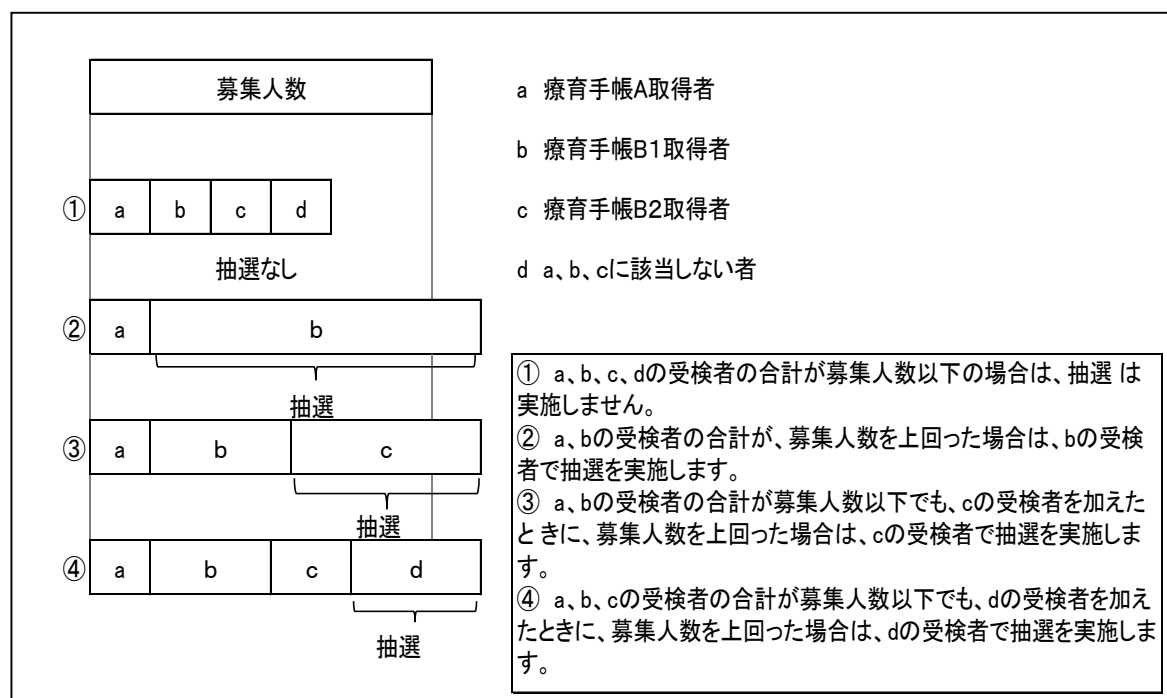


【県立特別支援学校分教室の場合】



(2) 一次募集（後期選抜）及び二次募集

【県立特別支援学校本校及び県立小田原支援学校湯河原校舎の場合】



【県立特別支援学校分教室の場合】

- 居住地域、所持手帳の等級に関係なく、志願者全員で抽選を実施します。

4 県立特別支援学校分教室について

県立高等学校内で教育活動を展開しています。特別支援学校本校とは施設設備等の教育環境が異なることから、次の2項目を条件とします。

- ①「集団活動中心の学習が可能であること（健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと）」
- ②「自力通学が可能であること」

- 「集団活動中心の学習が可能であること（健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと）」、「自力通学が可能であること」の2項目を条件として「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」時に志願資格を確認させていただきます。
- なお、給食がないので、昼食を用意していただきます。

5 その他

（1）選抜予備日以外の選抜日程は、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除きます。

（2）中学校又は特別支援学校中学部の既卒者の受検について

既に、中学校又は特別支援学校中学部を卒業した方で、県立特別支援学校の受検を希望する者は、特別支援教育課が相談窓口となります。状況により、希望に添えない場合があります。

別表

令和8年度 県立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の指定地域等

学 校 名	教 室 名 等	指定地域及び指定する施設	調 整 地 域
鶴見支援学校	本 校	横浜市鶴見区、横浜市神奈川区、横浜市港北区、川崎市川崎区、川崎市幸区、川崎市中原区	「指定地域」以外の地域 (注2)
	岸根分教室	横浜市、川崎市	
保土ヶ谷支援学校	本 校	横浜市西区、横浜市中区、横浜市南区、横浜市港南区、横浜市保土ヶ谷区、横浜市戸塚区、すみれ園	
	舞岡分教室	横浜市	
	横浜平沼分教室	横浜市、川崎市	
金沢支援学校	本 校	横浜市磯子区、横浜市金沢区、横須賀市（注1）、横浜訓盲院	
	横浜水取沢分教室	横浜市	
みどり支援学校	本 校	横浜市神奈川区、横浜市旭区、横浜市港北区、横浜市緑区、横浜市都筑区、ぶどうの実	
	新栄分教室	横浜市、川崎市	
あおば支援学校		横浜市青葉区、横浜市都筑区、横浜市緑区、川崎市麻生区	
瀬谷支援学校	本 校	横浜市旭区、横浜市泉区、横浜市瀬谷区、大和市、ぼらいと・えき、くるみ学園	
	大和東分教室	横浜市、相模原市、藤沢市、大和市、綾瀬市	
	大和南分教室	横浜市、藤沢市、大和市、綾瀬市	
三ツ境支援学校	本 校	横浜市保土ヶ谷区、横浜市旭区、横浜市泉区、横浜市西区、横浜市瀬谷区、大和市	
	横浜緑園分教室	横浜市、大和市、藤沢市	
横浜ひなたやま支援学校		横浜市戸塚区、横浜市泉区、横浜市瀬谷区、相模原市南区（注3）、藤沢市、大和市	
中原支援学校	本 校	横浜市鶴見区、横浜市港北区、川崎市幸区、川崎市中原区、川崎市高津区、川崎市中央療育センター	
	住吉分教室	横浜市、川崎市	
高津支援学校	本 校	横浜市港北区、横浜市都筑区、川崎市中原区、川崎市高津区、川崎市宮前区、川崎市多摩区、川崎市麻生区	
	生田東分教室	横浜市、川崎市	
	川崎北分教室	横浜市、川崎市	
麻生支援学校	本 校	横浜市青葉区、横浜市都筑区、川崎市高津区、川崎市宮前区、川崎市多摩区、川崎市麻生区	
	元石川分教室	横浜市、川崎市	
津久井支援学校		相模原市緑区	
相模原支援学校	本 校	相模原市緑区、相模原市中央区、相模原市南区、厚木市、愛甲郡愛川町、相模はやぶさ学園	
	橋本分教室	相模原市、厚木市、座間市、愛甲郡愛川町	
相模原中央支援学校		相模原市中央区、相模原市南区の一部（注4）	

岩戸支援学校		横浜市金沢区、横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、三浦しらとり園	「指定地域」以外の地域 (注2)
武山支援学校	本 校	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、三浦しらとり園	
	津久井浜分教室	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町	
平塚支援学校		平塚市、秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町、精陽学園、子ども自立生活支援センター	
湘南支援学校		平塚市、小田原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町	
鎌倉支援学校	本 校	横浜市港南区、横浜市戸塚区、横浜市栄区、横浜市磯子区、鎌倉市、藤沢市、逗子市	
	金井分教室	横浜市、鎌倉市、藤沢市、逗子市	
藤沢支援学校	本 校	横浜市泉区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、高座郡寒川町	
	鎌倉分教室	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市	
小田原支援学校	本 校	小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町、光海学園、わらべの杜	
	大井分教室	小田原市、南足柄市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町、秦野市	
	湯河原校舎	足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町	
茅ヶ崎支援学校		茅ヶ崎市、高座郡寒川町	
秦野支援学校		秦野市、平塚市、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町	
伊勢原支援学校	本 校	厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村、平塚市、海老名市、七沢学園	
	伊志田分教室	平塚市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村	
えびな支援学校		厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町	
座間支援学校	本 校	相模原市中央区、相模原市南区、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村、厚木市	
	有馬分教室	相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町	
	相模向陽館分教室	相模原市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	

※1 「指定地域」からの志願を原則とする。

※2 「指定する施設」に入所する者で他の本校や分教室を志願する者及び「指定する施設」を除く他の施設に入所する者については、その施設の所在地で地域を確認する。

※3 入学資格のある者が募集人数より多い場合は、抽選により入学者を決定する。

(注1) 横須賀線以北に居住している者に限る。

(注2) 通学時間や災害時の対応等を考慮して判断する。

(注3) 最寄駅が小田急江ノ島線の地域に居住している者に限る。

(注4) 相模原市中央区内に所在する中学校の通学区域に居住している者に限る。